

自社株式に
係る10%
減額措置

「従来」

対象会社要件
発行済株式総額
20億円未満の会社

軽減対象の上限
相続した株式のうち、発行済株式総数の
2/3又は評価額10億円までの部分
のいずれか低い額

軽減割合を80%に大幅拡充

自社株式に
係る80%
納税猶予

「改正後」

対象会社要件
中小企業基本法上
の中小企業

軽減対象の上限
軽減対象となる株式の限度額は撤廃。
ただし、発行済議決権株式総数の2/3
以下の限度あり。

～贈与税の100%納税猶予制度の創設～

後継者（経営者の親族）が、一括で自社株式の贈与を受けた場合には、当該後継者の贈与税の納税を猶予（贈与税から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分）されます。なお、経営者が相続税の納税猶予の適用を受けていない場合も利用できます。

（平成21年4月1日以降の贈与から適用）

事業継承の利用に関する認定申請は、経済産業局で受け付けております。

<http://www.meti.go.jp/intro/data/a240001j.html>

個々の事業所では、取り組みにくい福利厚生制度を スケールメリットを生がしてナイスサポートが応援します。

- 入会できる方／①市内の中小企業にお勤めの方とその事業主
②市内に居住し、市街の中小企業にお勤めの方
- 入会金／200円（1人） ●会費／400円（1人・月額）
- 税法上の特典／入会金・会費を事業主が負担した場合は、税法上経費として控除できます。

【主な事業内容】

結婚などのお祝いや万が一の災害に

- お祝金（結婚、出産、成人他）、見舞金などの共済給付金の支給

みんなで楽しくレクリエーション

- 新春パーティー
- ソフトボール、ゴルフ、ボーリング大会の開催と補助
- 旅行ツアーへの補助
- 東京ディズニーリゾートへの補助など

会員募集



仕事も遊びも健康第一

- 人間ドック受診補助
- プール・スケート場の利用補助及び無料開放
- スキーリフト券の補助など

文化、教養を高める

- パソコン教室、料理教室、英会話教室
- NHK山形文化センター受講への補助

宿泊、レジャー施設を格安で

- 全国7,800カ所以上（県内32カ所）の宿泊・レジャー施設などの利用割引ができます。

いいものをお安く

- 「会員の店」として登録の事業所を利用すれば、いいものをより安く（10%～70%割引）購入できます。

お問い合わせ・入会申し込みは

ナイスサポート

（社）山形市勤労者福祉サービスセンター

TEL 023-647-7122
FAX 023-647-7133

〒990-2477 山形市長苗代61番地
山形市スポーツ会館内

